

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

当社発行の前払式支払手段「直伝ポイント」は 2020 年 9 月 3 日をもちましてサービスを終了いたしました。

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内にお手続きくださいますようお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段の発行者
三菱UFJニコス株式会社
(三菱UFJニコス株式会社が株式会社直伝を通じ前払式支払手段を発行しています)
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
直伝ポイント
- 払戻しの申出期間
2020 年 9 月 4 日 (金) ~ 11 月 6 日 (金)
※上記期間中に申出いただけない場合には、この払戻しのお手続きから除外されますのでご注意ください。
- 払戻しの申出の方法
直伝ポイントウェブサイト (<https://www.jikiden.co.jp/>) へアクセス・ログインいただき、所定のフォーマットに必要事項をご入力ください。
- 払戻しの方法
銀行振込、もしくは株式会社ドコモが提供する「d払い」をお客さまにご選択いただき払戻しいたします
- 本件に関するお問い合わせ先
株式会社直伝
東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 2 番 1 号 東石ビル 5 階
直伝ポイント相談窓口
info@jikiden.co.jp

三菱UFJニコス株式会社

2020年9月4日